第5期第21回むかわ町農業委員会総会議事録

１.開催日時　平成２９年３月２４日(金)　午後４時００分から午後４時４８分
２.開催場所　穂別町民センター　会議室

３.出席委員　○(２４名)
４.欠席委員　△(　１名)

１番	中　澤　　浩	○	11番	前　田　良　紀	○	21番	青　木　茂　美	○
２番	星　　力	○	12番	平　島　道　弘	△	22番	紀　藤　文　秀	○
３番	佐　田　正　彦	○	13番	佐々木　保　成	○	23番	宮　田　広　幸	○
４番	石　崎　代里子	○	14番	上　杉　俊　光	○	24番	藤　江　政　利	○
５番	森　山　幸　治	○	15番	綱　木　信　照	○	25番	中　島　勝　美	○
６番	永　田　寿　明	○	16番	内　海　　卓	○			
７番	藤　岡　健　人	○	17番	柴　田　文　広	○			
８番	伊　藤　正　人	○	18番	池　本　　茂	○			
９番	貞　廣　賢　治	○	19番	佐々木　　諭	○			
10番	土　田　泰　弘	○	20番	小野寺　眞　一	○			

５.議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理に関する件
第４　報告第２号　地区委員会の結果に関する件
第５　報告第３号　農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件
第６　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請に関する件
第７　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に関する件
第８　議案第３号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件
第９　議案第４号　平成２９年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件
第10　議案第５号　平成２９年度むかわ町参考賃借料指標に関する件
第11　議案第６号　平成２９年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件
第12　議案第７号　下限面積(別段の面積)の設定に関する件
第13　議案第８号　農業委員会の適正な事務実施に関する件

６.農業委員会事務局職員

本　　庁－事務局長　成田　忠則、主査　大捕　悠生

穂別支局－支局長　藤江　　伸、主査　藤野　真稔

７.会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会　　長	【会長挨拶】
議　　長	本日の出席委員は２４名です。欠席は、１２番・平島道弘委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第５期第２１回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第１「議事録署名委員の指名」ですが、２０番・小野寺眞一委員、２１番・青木茂美委員の両名を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。 （異議なし）
議　　長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第２「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告３件、議案８件の合わせて１１件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （異議なし）
議　　長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えます。 日程第３　報告第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主　　査	【報告第１号、朗読及び説明】 １番については、これまで３条賃貸により●●さんが耕作しておりましたが、●●さんが自作をするとのことで合意解約に至ったものです。以上です。
議　　長	事務局の説明が終わりました。報告第１号について、質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議　　長	質問意見がありませんので、報告第１号は承認することに決定いたします。 日程第４　報告第２号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主　　査	【報告第２号、朗読及び説明】 ３月につきましては、議案に記載のとおり、３月１４日に川西地区及び川東地区委員

主　　査　会、３月１３日に穂別地区委員会を開催しております。
　利用集積計画の利用権設定について川西地区１件、川東地区１件、穂別地区３件、それぞれ、審議した結果、いずれも適当と判定してございます。以上でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。報告第２号について、質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　質問意見がありませんので、報告第２号は承認することに決定いたします。
　日程第５　報告第３号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主　　査　【報告第３号、朗読及び説明】
　５ページ・６ページに申出書の写しを添付してございます。
　１月総会でご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り売買代金の支払いが完了したことから、５年後の売り渡しまでの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第３号にてご説明申し上げます。以上でございます。

議　　長　事務局の説明が終わりました。報告第３号について、質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　質問意見がありませんので、報告第３号は承認することに決定いたします。
　日程第６　議案第１号「農地法第３条の規定のよる許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主　　査　【議案第１号、朗読及び説明】
　８ページになります。
　１番についてですが、２月１０日付けにて札幌法務局苫小牧支局より、当委員会宛に当該地が●●さん所有となった旨の通知があったため確認したところ、●●さんご自身は８年程前に息子である●●さんに経営移譲を行っておりましたので、当該地についても、引き続き経営移譲対象地として、●●さんに使用貸借しようとする案件です。
　２番については、●●さんの経営規模縮小に伴い、当該地の一部を利用集積にて賃貸借しておりました●●さんへ売買される案件です。以上２件、いずれの農地につきましても、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
　９ページから１２ページまで図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議　　長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
１４　番	現地を確認してきましたので、報告いたします。 申請地では、土地の名義が変更される以前から、●●さんが作業受委託により水稲などを作付しておりました。使用貸借後も、引き続き同様の計画となっているため、今後も適正に耕作されるとともに、周辺の農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
２３　番	現地を確認してきましたので、報告いたします。 申請地の一部ですが、既に●●さんが利用集積により賃貸借され耕作しておりましたが、●●さんの経営規模縮小に伴い、また、●●さんの要望により、●●さんへ売買される案件です。申請地についてですが、昨年は、水稲や南瓜を作付し、適正に耕作されておりました。売買後も、同様の計画となっているため、今後も適正に耕作されるとともに、周辺の農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
議　　長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 （質問、意見なし） 質問意見がありませんので、議案第１号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なし） ご異議がないようですので、議案第１号は原案どおり決定いたします。 日程第７　議案第２号「農地法第４条の規定のよる許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主　　査	【議案第２号、朗読及び説明】 １４ページになります。 本件につきましては、●●さんが農業用施設を建設する案件でございます。 申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可でありますが、本件は、例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用であります。 また、本件は、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画でありますので農地の区分と転用目的は特に問題ないと考えます。 なお、面積・事業要件により北海道農業会議へ意見聴取は不要です。 １５ページから１８ページまで、現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

９　　番　現地を確認してきましたので、報告いたします。
本申請は、新たに農業用施設である倉庫を整備する計画です。申請地は、現在の既存の施設と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

議　　長　ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　質問意見がありませんので、議案第２号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　ご異議がないようですので、議案第２号は原案どおり決定いたします。
日程第８　議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主　　査　【議案第３号、利用権設定関係、朗読及び説明】
２０ページから利用権設定５件です。
１番は、報告第３号でご説明したとおり、北海道農業公社へ買い入れ協議による所有権移転が終了したため、利用権を設定するものです。
２番は、貸し手である●●さんの経営規模縮小により、新たに利用権を設定するものです。
３番は、借り手である●●さんの経営規模拡大に伴い、新たに利用権を設定するものです。
４番・５番は期間満了による継続案件となります。
以上、利用権設定５件１０筆でございますが、この計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
２１～２５ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　質問意見がありませんので、議案第３号は、原案のとおり決定することにご異議あり

議　　長　ませんか。

（異議なし）

議　　長　ご異議がないようですので、議案第３号は原案どおり決定いたします。

日程第９　議案第４号「平成２９年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主　　査　【議案第４号、朗読及び説明】

これからご提案させていただきます議案第４号から議案第８号までについては、各地区委員会及び本日総会に先立って行った正副委員長以上会議にて意見等をすり合わせ作成をしてございます。内容については要点を重視しながらご提案させていただきます。

それでは議案２７ページから活動計画（案）となります。

１．活動計画の主旨については、本町の農業構造及び諸課題を見つめ「むかわ農業のかけ橋」となるべく、関係機関とも連携を図りながら本町農業を着実に進めていく。そのための諸課題を解決するために具体的な活動計画を定め着手していくこととを計画樹立の主旨としています。

２．活動計画の重点事項及び実践方策の内容につきましては、重点事項を６項目としております。１優良農地の確保・有効利用に向けた取り組みについては、引き続き農地利用状況調査や日常の農地パトロールを実施しながら遊休農地の解消に向けた取り組みや違反転用等の未然防止を行っていくととしています。２構造政策の促進と利用増進の取り組みでは、農地の出し手から受け手へスムーズな権利移動が行えるよう担当地区委員を主体とした調整活動を、これまでどおり実施していくこととしています。３地域農業振興対策の取り組みでは、旧法では建議等の取り組みもありましたが、法改正後も意見の提出ができるとなっており、農業振興上、重大な懸案事項等がある場合は農業委員会として町部局に対し意見提出などの取り組みをしていきます。４担い手の育成・確保対策の取り組みでは「むかわ町地域担い手育成センター」と連携を図りながら新規就農対策に取り組むとともに、新規農地所有適格法人の参入等にも対応していくこととしています。５農業者年金業務の取り組みでは、加入促進を特に新規就農者等へ行っていくとともに、経営移譲等が適切に行えるように相談・支援をしていくこととしています。６情報提供活動の推進では「農業委員だより」やホームページを活用した農業者等への情報発信を逐次実施していくこととしています。

３．推進体制の整備充実では、議案にある４項目を主眼に農業委員会が政治的中立性をもつ行政委員会としての立場・農業者の公的代表としてとり進めていきます。

具体的には、担当委員による相談活動から地区委員会等へつなげ、総会の月例開催を行うサイクルをこれまでも行ってきておりますが引き続き維持をしていくものです。また、各種会議等についても事務局及び委員が積極的に参加し資質向上を図っていくこととします。

以上、平成２９年度の活動計画（案）についてご提案をさせていただきますのでご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　　質問意見がありませんので、議案第４号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　　ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。

日程第１０　議案第５号「平成２９年度むかわ町参考賃借料指標に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主　　査　　【議案第５号、朗読及び説明】

議案３１ページに「平成２９年度むかわ町参考賃借料(案)」を添付してございます。

本町においては、義務化されている「実勢賃借料の情報提供」を、１月から１２月に締結された賃借料を田畑別に集計し、地域ごとに最高額、最低額、平均額をホームページ上で公表しています。併せて、担い手の経営を守る視点から地域の平均的な担い手が負担しうる賃借料として「参考賃借料」を設定してございます。

参考賃借料の取り組みは、平成２１年の農地法改正により、それまで標準小作料として定めていたものが廃止となり、ただし、地域の混乱や農業者の不安を払拭するため、町農委独自で参考賃借料を定めるようになったものです。その際、当時標準小作料として指標としていた反収を今の摘要欄にも用いています。

作物等については、鵡川地区、穂別地区それぞれ定めていたものを集約し今の指標としておりますが、当時から比べて生産技術等も進歩していることもあります。

今後、どのような記載方法、たとえば反収が良いのか、作物はどうなのか、気候等の違いから反収まで一本化が良いのかなども、総合的・全般的に研究と、地区委員会、四役会議等での議論を踏まえて次年度の課題とさせていただきたく、今回平成２９年度の指標についてはこれまでどおりの数字としております。

なお、これまでも利用権設定の際には、この数字の外、土地の形状、条件等をかんがみ、地域協議等を踏まえ賃料等は設定してきていることと思いますし、最終的には農業委員会の決定となりますが、今後についても、地域や出し手、受け手の納得のできる形での設定等をお願いしたいと思います。

金額等については議案をご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　　質問意見がありませんので、議案第５号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　　ご異議がないようですので、議案第５号は原案どおり決定いたします。
日程第１１　議案第６号「平成２９年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主　　査　　【議案第６号、朗読及び説明】
議案３３ページに「平成２９年度農作業標準賃金・機械作業料金（案）」を添付してございます。
また、別紙にてＡ３拡大版の料金(案)もお配りをしておりますのでご参照ください。
本件は、町農業者が農作業等の受委託等の参考とするため、その求めに応じて示しているという主旨でございます。
変更点については１農作業標準賃金となります。これは厚生労働省の定める北海道最低賃金が改正されていることにより、時間当たり７６４円から７８６円に変更しております。
その他の部分については昨年と同様でございますので、このような形で定めることについてご提案を申し上げますので、内容をご確認いただきご審議ご決定下さいますようお願いいたします。以上です。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　　質問意見がありませんので、議案第６号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　　ご異議がないようですので、議案第６号は原案どおり決定いたします。
日程第１２　議案第７号「下限面積(別段の面積)の設定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主　　査　　【議案第７号、朗読及び説明】
議案３５ページに設定についての（案）を添付してございます。
農地法による農地の権利取得は権利取得後の面積が北海道は２ｈａ以上という下限面積が設定されています。ただし、農業委員会が農林水産省令で定める基準にしたがい定めることで２ｈａ以下に設定することも可能であり、また、設定の必要性については、毎年、農業委員会で審議し、結果を公表する必要があります。
さて、本町の現状が基準に沿うかどうかですが、１点目として、２０１５農林業センサス等の　結果から町内で２ｈａ未満の農地で耕作している経営体数が全経営体の２１．２％と約２割であり、基準である４割に満たない状況であること、また、２点目としてすでに集団的な土地利用で農地の有効利用が図られてきている現状から、集落の

主　　査　営農体系に支障がないようにすることが必要であります。以上を勘案しながら、現行の下限面積である２ｈａを維持し、平成２９年度については別段の　面積を設定しない旨、ご提案しますのでご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長　質問意見がありませんので、議案第７号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　ご異議がないようですので、議案第７号は原案どおり決定いたします。
日程第１３　議案第８号「農業委員会の適正な事務実施に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主　　査　【議案第８号、朗読及び説明】
議案３７ページ、「農業委員会の適正な事務実施について」の案でございます。
こちらは、平成２８年度の点検・評価、平成２９年度の目標に向けた活動計画のそれぞれの案について、本日の総会でご承認いただいたのち、４月２８日まで町ホームページにて公表し意見・要望等を募集するものであります。この後、意見・要望等を取りまとめて、改めて、５月開催の第２３回総会に提案をし、承認されますと、町農委の適正な事務実施として、公表するとともに農林水産省へ報告するといったスケジュールであります。なお、それぞれ平成２８年４月１日に施行された改正農業委員会法により様式、内容が従来と変更されております。
３８ページより「平成２８年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」でございます。平成２８年度当初に決定した目標に対しての実績等でありますが、「１農業委員会の状況」については農林業センサスの公表値等を踏まえ現状を記載してございます。次に「２担い手への農地の利用集積・集約化」です。現状、集積率８５．９３％となっています。平成２８年度は５，７３８ｈａの集積目標に対し５，７４９ｈａとなり３２ｈａが新規集積面積となりました。達成率は１００．１９％となっております。
評価等については、高齢者が所有していた農地の権利移動や一部遊休農地として取り扱っていた農地が賃貸となり耕作に結び付いた部分もあり一層の集積となったこともあげられます。
次に「３新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。現状は議案に記載のとおりであり、平成２８年度は目標1経営体に対し2経営体が新規参入となりました。担い手センターの取り組みによる鵡川地区での新規就農の外、法人参入もありました。引き続き、担い手センター中心の新規就農対策を図っていくこととなりますが、法人参入についても関係機関等と連携を図りながら取り組む必要性があります。

主　　査

次に「４遊休農地に関する措置に関する評価」です。

平成２７年度から本格実施している内容でございますが、現状遊休農地面積としているのが、４０ｈａであり、遊休農地率は０．５９％となっています。これは、平成２７年度に概ね８２ｈａ発生した遊休農地を、非農地化や耕作等を含め５９ｈａ解消し、さらに平成２８年度の農地利用状況調査にて１８ｈａ新規発生となったため現状４０ｈａとなったものです。農地の権利状況により、解決が難しい遊休農地も存在しておりますが、引き続き農地利用状況調査及び農地利用意向調査を実施していき、遊休農地のさらなる解消に向け実施をする必要があります。

次に「５違反転用への適正な対応」です。こちらは引き続き０計上となります。地区担当委員等の日常的な相談活動等により転用申請は適　正に行われており、この状態を維持していく必要性があります。

次に「６農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります。」こちらは農地法等による農業委員会所管業務の１年間の集計結果であります。具体的数値については記載のとおりとなっていますが、各申請等について、事前審議等を経て総会審議に至っており概ねスムーズな処理状況となっています。

次に「７地域農業者等からの主な要望・意見及び対象内容」です。こちらは、前段スケジュールでご説明したとおり、点検評価等については、本総会後ホームページで公表し意見・要望を集約し５月総会に諮りますので現状は未記入です。

次に「８事務の実施状況の公表等」です。毎月の総会議事録についてはホームページでの公表が改正農業委員会法で義務付けられており、公表をしてございます。「農地等利用最適化推進政策の改善についての意見の提出」でありますが、こちらは、これまでの「建議」に代わるものです。平成２８年１月に「農業委員会組織・制度」に関する建議書を提出しておりますが、平成２８年度については提出しておりません。今後、重要な課題等が発生した際には、農業委員会として取り組まなければならない事項となります。

活動計画の点検・評価の公表については、この内容を毎年公表をしております。

以上平成２８年度の点検・評価（案）です。

次に平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）となります。

「１農業委員会の状況」については記載のとおりです。次に「２担い手への農地の利用集積・集約化」でありますが、平成２９年度は町農政部局で所管しています「農業農村振興計画」の最終年度となります。平成３０年度からは新たな計画となってきます、現計画の最終目標が集積面積５，７８０ｈａとなっていますので、これと連動し目標としております。

次に「３新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。担い手ｾﾝﾀｰからの新規就農予定者は平成２９年度は予定されていないものの、新規参入法人対応などにより経営体の確保を目標としております。

次に「４遊休農地に関する措置」です。本年度も農地利用状況調査により新たな遊休農地が発生する可能性もありますが、解消面積を２５ｈａとし更なる解消へ活動を進めていきます。

次に「５違反転用への適正な対応」については、引き続き０ベースを維持していく取り組みを進めます。以上平成２９年度の目標、活動計画（案）でございます。

説明は以上でありますので内容をご確認いただき、ご審議ご決定くださいますようよ

主　　査	ろしくお願いいたします。
議　　長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議　　長	質問意見がありませんので、議案第８号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	ご異議がないようですので、議案第８号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の第２２回の総会の開催日は、４月２４日に召集いたしますので、よろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。